

農地法第3条(耕作目的の売買・貸借)許可申請必要書類一覧表

〒519-0195 亀山市農業委員会事務局 TEL 0595-84-5048
三重県亀山市本丸町577番地 FAX 0595-82-9669

確認事項

- 申請受付締切：原則毎月15日頃（締切日はホームページに掲載）
- 農業経営基盤強化促進法による利用権設定（賃貸借・使用貸借）をしている農地であれば、合意解約申出等が必要。
- 荒れている農地は原則受付できない。草刈り等、保全管理を行ってから申請すること。

申請書類	部数	備考
		■申請書及び必ず添付する書類 □必要に応じて添付する書類（備考参照）
■申請書	2部	2部とも押印 ※土地の仮登記や抵当権等がないかを必ず確認してください。
■申請書(別添)	1部	譲受人・借り人の状況を記載
<input type="checkbox"/> 非耕作地に係る理由書	1部	譲受人・借り人の所有・耕作農地に非耕作地がある場合、理由と現状を記載
■土地登記事項証明書(法務局で取得)	1部	正本1部(申請日からおおむね6か月以内に発行されたもので、 全部事項証明書に限る。) ※相続の未登記等がないか確認してください。
■位置図(案内図)	1部	住宅地図などで、方角、縮尺、申請地を明示
■申請地の写真	1部	申請地が特定できるように図示し、写真撮影方向が分かる資料を添付
<input type="checkbox"/> 貸借契約書の写し	1部	貸借の場合（賃貸借か使用貸借かの別、期間、契約満了時更新の有無等の記載が必要）
<input type="checkbox"/> 耕作状況証明書等	1部	譲受人・借り人が 市外の農地を所有・耕作している場合
<input type="checkbox"/> 営農計画書	1部	譲受人・借り人が 新規就農者 、その他必要な場合、申請地等の耕作実施計画などを記載
<input type="checkbox"/> 通作経路図	1部	譲受人・借り人が 新規就農者 、 市外居住者 の場合など、距離及び時間を記載
<input type="checkbox"/> 土地改良区協議書	1部	申請地が徳原・中の山・住山・三寺の各土地改良区域内にある場合
<input type="checkbox"/> 住民票の写し（戸籍附票の写し）	1部	土地登記事項証明書の記載と譲渡人・貸し人の現住所が異なる場合、住所がつながるもの 正本1部
<input type="checkbox"/> 住所・氏名・生年月日が分かる書類	1部	譲受人・借り人が 市外居住者 でかつ 新規就農者 の場合、住民票の写し(写し可)や運転免許証の写し
<input type="checkbox"/> 誓約書	1部	譲受人が 新規就農者 、申請地が 現在耕作されていない農地 、その他必要な場合
<input type="checkbox"/> その他必要な書類	1部	申立書・上申書等や参考資料（ ）

☆ 新規就農者の場合には、事前に農業委員会へ相談してください。

※ 許可に際して、譲受人・借り人が所有・借用している農地をすべて適正に農地として管理している（非耕作地を除く。）ことなど、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認いたします。